

愛知県再生利用指針

平成20年4月

愛 知 県

本指針は、「再生資源の適正な活用に関する要綱」（平成20年4月25日）第7の別に定める基準について、定めるものである。

平成20年4月25日

愛知県知事

目 次

【1】 基本的指針	
1 再生品等の性状	2 ページ
(1) 生活環境保全上の安全性	2 ページ
(2) 規格等	4 ページ
2 製造の状況	4 ページ
3 通常 of 取扱い形態	5 ページ
4 取引価値の有無	5 ページ
5 占有者の意思	5 ページ
6 販売できない場合の措置	5 ページ
【2】 留意事項	
1 再生品等の製造工程	6 ページ
2 土地造成材への利用の制限	6 ページ
3 再生利用に係る指定制度の利用	6 ページ
4 再生品等の管理	6 ページ
5 運搬費の特例	6 ページ
6 試作品等の取扱い	7 ページ
【3】 再生資源の例示等	8 ページ
【参考】 個別事例	10 ページ

【 1 】 基本的指針

本指針において、再生資源とは、再生資源の適正な活用に関する要綱（平成20年 月 日。以下「要綱」という。）第2第1号の規定のとおり、産業廃棄物（古紙、くず鉄（古銅等を含む。）、空き瓶及び古繊維を除く。）又は製品の製造若しくは加工に伴い副次的に得られた物品のうち有用なものうち、性質が安定しており県民の生活環境の保全上の支障が生ずるおそれがないものを除くものである。

具体的には、産業廃棄物又は製品の製造若しくは加工に伴い副次的に得られた物品であって、産業廃棄物うちの安定型産業廃棄物（廃プラスチック類、ゴムくず、金属くず、ガラスくず・コンクリートくず・陶磁器くず及びがれき類）並びに紙くず及び繊維くず、さらに、それらと同様の性状を有する上記の副次的に得られた物品を除いたものである。

再生とは、要綱第2第2号の規定のとおり、再生資源を製品の原材料等（販売物）とするため必要な加工その他の行為を行うことをいい、県内における当該再生により得られたものを再生品という。

再生品等とは、再生品又は再生資源（県内において排出し、又は発生させたものであって、そのまま販売しようとする再生資源に限る。）をいう。

購入した物を再生品の原料とする場合は、届出の対象とならない。また、購入した再生資源をそのまま売却する場合も同様である。

1 再生品等の性状

販売しようとする再生品等は、生活環境保全上の安全性に支障が生じないものであることとし、以下の（1）イに適合しない場合は、原則として、廃棄物の不適正処理に繋がるおそれがあると判断して差し支えない。

また、再生品等を適合させようとしている規格等がある場合は、その規格等を選定し再生品等を管理していることとする。

なお、当該規格等は、届出者がその再生品等の用途や需要家の要求仕様等を踏まえ自ら選定し、再生品等を管理していること。

（1）生活環境保全上の安全性

ア 再生品の原材料となる再生資源

原材料となる再生資源が産業廃棄物である場合は、原則として、特別管理産業廃棄物、有害な産業廃棄物又は石綿含有産業廃棄物でないこと。

ただし、有用金属、有機溶剤等の再生利用の場合、廃石綿等又は石綿含有産業廃棄物を熔融処理又は無害化処理した場合等は、この限りではない。

イ 再生品等

① 再生品等については、原則として、土壌の汚染に係る環境基準について（平成3年8月23日環境庁告示第46号。以下「土壌環境基準」という。）への適合が確認されていること。ただし、再生品等の用途が工作物の埋め戻し材料、路盤材料その他地面に接して又は地中において利用される物とする場合は、土壌環境基準及び土壌汚染対策法施行規則（平成14年環境省令第29号）第18条第2項の基準（以下「土壌汚染含有量基準」という。）への適合が確認されていること。

なお、再生品等の用途が海洋で使用される物とする場合は、これらに代えて、海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律施行令第五条第一項に規定する埋立場所等に排出しようとする金属等を含む廃棄物に係る判定基準を定める省令（昭和48年総理府令第6号）の基準（以下「水底土砂判定基準」という。）への適合が確認されていること。

液体状の再生品等にあつては、これらに代えて、原則として、排水基準を定める省令（昭和46年総理府令第35号）別表第1の許容限度（以下「排水基準」という。）への適合が確認されていること。

土壌環境基準、土壌汚染含有量基準及び排水基準の項目は、原則として、カドミウム、鉛、六価クロム、砒素、総水銀、セレン、ふっ素及びほう素とする。ただし、これら以外の基準の項目及びダイオキシン類について溶出又は含有の懸念がある場合は、当該基準の項目について当該基準への適合が確認されていること。

なお、土壌環境基準（溶出量）に対しては、土木・道路用資材等として用いられ、かつ、周辺と区別して用いられる場合は、利用有姿（JIS K0058-1）によるものとする。

② 次に該当する場合等は、上記①の限りではない。

- ・ 原材料となる再生資源が、通常、有害性を有するとは見込まれない性状のもののみである場合
- ・ 再生資源が、引渡しの後、有用金属、有機溶剤等として再生され利用されるものである場合
- ・ 再生品等が、引渡しの後、焼成、焼結、熔融等の処理がされ利用されるものである場合
- ・ 再生品等が、需要家に対する引渡しの後、物理的、化学的固定等の処理が

され製品化されるものである場合であって、需要家に購入の意思がある場合
・ 再生品等が、引渡しの後、排水処理の用途に利用されるものである場合であって、引き続き環境法令に従い適正に処理される場合

また、再生品等の用途が燃料である場合には、燃料規格等のほか大気汚染防止関係法令によるものとし、上記①の限りではない。

ウ 分析確認頻度

分析を行う場合の実施頻度は、原則として、1年に1回以上であること。

ただし、再生品等が工作物の埋め戻し材料、路盤材料その他地面に接して又は地中において利用される物とする場合、原材料とする再生資源の性状又は排出元の変更等再生品等の性状に変動が生じる可能性がある場合等には、より適切に性状を把握できる頻度で行うなど、適宜適切な対応を図ること。

(2) 規格等

ア 再生品等を、J I S（日本工業規格）、T S（標準仕様書）、T R（標準報告書）、個別法令、愛知県リサイクル資材評価制度（あいくる）評価基準、愛知県建設部標準仕様書、エコマーク商品認定基準（(財)日本環境協会）、業界団体規格その他用途に則した規格等に適合させようとしている場合は、その規格等を選定し再生品等を管理していること。

なお、新規開発の再生品等で、既存の規格等がない場合にあっては、再生品等の用途を踏まえ本来の素材に要求される性状の規格又は再生品等の需要家の要求仕様等を選定する等により再生品等を管理していること。

イ 規格等検査頻度

規格等の検査を行う場合の実施頻度は、原則として、1年に1回以上であること。

ただし、原材料となる再生資源の性状又は排出元の変更等再生品等の性状に変動が生じる可能性がある場合等には、より適切に性状を把握できる頻度で行うこと。

ウ 既存流通の再生品等

既に市場流通している再生品等について、上記アによらない場合は、現に採用している需要家の要求仕様等を選定し再生品等を管理していること。

2 製造の状況

再生品等の製造が需要に沿った計画的なものであり、製造に応じた適切な保管や品質管理がなされていること。

具体的には、需要に応じて再生品等が出荷され、再生品等の製造や出荷状況に応じた適切な保管や品質管理が行われていること。

3 通常の実扱い形態

製品としての市場が形成されていること。

具体的には、再生品等について需要家と取引があること又は使用事例が確認されていること。

なお、新規開発の再生品等であって市場が形成されていない場合にあっては、確たる需要家が確認されること又は販売ルートが確立されていること。

4 取引価値の有無

届出者（製造者）と需要家（引渡し先）との間で有償譲渡され、名目を問わず再生品等について廃棄物処理料金に相当する金品の受領がないこととし、運搬費等の経費を考慮しても双方にとって経済的合理性があること。

5 占有者の意思

届出者（製造者）において有償譲渡する意思があり、放置又は処分の意思が認められないこと。

具体的には、販売計画、相手方との契約、再生品等の管理等の状況からみて販売の意思が明らかであること。

なお、上記の各項目を踏まえ、総合的にみて適切な利用を行おうとする意思があると判断されること。

6 販売できない場合の措置

再生品等を販売できない場合の措置として、産業廃棄物となる場合は、あらかじめ適正な処分を行うことが明らかにされていること。

具体的には、再生品等を産業廃棄物として処分することとなった場合に必要な処分業者の要件を明らかにした上で処分方法等が明らかにされていること。

【2】留意事項

1 再生品等の製造工程

再生品等の製造工程が産業廃棄物の中間処理に該当する場合は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号。以下「法」という。）に基づく産業廃棄物処理基準並びに愛知県産業廃棄物適正処理指導要綱に基づく構造基準及び維持管理基準に適合して行われること。

2 土地造成材への利用の制限

土地造成材には、原則として、自然地盤の掘削等に伴い発生する土砂等を原材料とするものに限ること。

3 再生利用に係る指定制度の利用

建設汚泥については、再生利用が確実なもので、廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則（昭和46年厚生省令第35号）第10条の3第2号に基づく再生利用に係る指定制度や法第15条の4の2第1項に基づく認定制度の活用が可能な場合にはその利用を図ること。（参考 「建設汚泥の再生利用指定制度の運用における考え方」（平成18年7月4日 環廃産発第060704001号））

4 再生品等の管理

再生品等を生活環境保全上の支障が生ずるおそれのない性状のものとするための製品管理及び再生品等を適合させようとしている規格等で示される製品管理のため、再生品等の分析検査（環境分析）及び規格等の試験検査を行い、その結果の記録を、原材料である再生資源の受入、再生品等の販売実績等の記録とともに5年間保存すること。

5 運搬費の特例

産業廃棄物の排出事業者等が、その産業廃棄物を、再生利用するために有償で譲り受ける者へ引き渡す場合の収集運搬においては、引渡し側が運搬費を負担し、当該運搬費が売却代金を上回る場合等当該産業廃棄物の引渡しに係る事業全体において引渡し側に経済的損失が生じている場合には、その引渡しは産業廃棄物の収集運搬に当たる。

なお、再生利用のための技術を有する者が限られている又は事業活動全体としては系列会社との取引を行うことが利益となる等の理由により遠隔地に輸送する等譲渡先の選定に合理的な理由が認められる場合にあっては、経済的合理性の判断の理由とし

て考慮することができる。(参考 「規制改革・民間開放推進3か年計画」(平成16年3月19日閣議決定)において平成16年度中に講ずることとされた措置(廃棄物処理法の適用関係)について(平成17年3月25日環産発第050325002号))

6 試作品等の取扱い

再生資源を原材料として使用する再生品を製品化する目的で製造した試作品、見本品等については、本指針は適用しない。

【3】再生資源の例示等

再生資源及び再生品の原材料となる再生資源については、産業廃棄物である場合は、法第2条第4項に規定する産業廃棄物の種類による分類を使用するものとする。製品の製造又は加工に伴い副次的に得られた物品である場合は、その一般的な名称を示すものとするが、その際、その性状からみて産業廃棄物の分類を参考とすることができる。また、細分類については適宜一般的な名称を使用するものとする。

産業廃棄物の種類を使用した再生資源の分類及び細分類の例示を表1及び表2に示す。

表1 再生資源の分類と細区分の例示（I）

種類	細分類の例示（業界で使用する具体的な表現とする。）
燃え殻	石炭殻、焼却炉の残灰、炉掃除排出物、その他の焼却残さ
汚泥	排水処理後の泥状のもの、各種製造業の製造工程で排出された泥状のもの、活性汚泥法による余剰汚泥、凝集沈殿汚泥、ビルピット汚泥、カーバイトかす、ベントナイト汚泥、キラ、洗車場汚泥、建設汚泥
廃油	鉱物性油、動植物性油、潤滑油、絶縁油、洗浄用油、切削油、タールピッチ
廃酸	写真定着廃液、廃硫酸、廃塩酸、各種の有機廃酸、廃ホルマリン
廃アルカリ	写真現像廃液、廃ソーダ液、金属せっけん液
鉱さい	鋳物廃砂、高炉・平炉・電気炉などの溶解炉のかす、キューポラのノロ、ボタ、不良石炭、粉炭かす
ばいじん	ばい煙発生施設において発生するばいじん、産業廃棄物焼却施設において発生するばいじん
木くず	建設業、木材又は木製品製造業（家具製造業を含む。）、パルプ製造業及び輸入木材卸売業、物品賃貸業／木材片、おがくず、バーク類、木製パレット
動植物性残さ	食料品製造業、医薬品製造業、香料製造業／あめかす、のりかす、醸造かす、発酵かす、魚・獣のあら
動物系固形不要物	と畜場、食鳥処理場／解体した獣畜の固形状の不要物、食鳥処理をした食鳥の固形状の不要物
家畜ふん尿	畜産農業／牛、馬、豚、めん羊、山羊、ニワトリのふん尿
家畜の死体	畜産農業／牛、馬、豚、めん羊、山羊、ニワトリの死体
13号廃棄物	産業廃棄物を処分するために処理したもので、それらの産業廃棄物に該当しないもの／有害汚泥のコンクリート固形化物

備考）安定型産業廃棄物、専ら物に係る産業廃棄物及びこれらと同様の性状を有する副次的な物品は除外。

表2 再生資源の分類と細区分の例示（Ⅱ） （特別管理産業廃棄物の場合）

種類
引火性廃油：揮発油類、灯油類、軽油類（引火点が70℃未満の廃油）
腐食性廃酸：水素イオン濃度指数（pH）が2.0以下の廃酸
腐食性廃アルカリ：水素イオン濃度指数（pH）が12.5以上の廃アルカリ
感染性産業廃棄物
特定有害廃石綿等
特定有害指定下水汚泥、特定有害鉛さい、特定有害ダスト類（ばいじん）、特定有害燃え殻、特定有害廃油、特定有害汚泥、特定有害廃酸、特定有害廃アルカリ 等

【参考】個別事例

個別の再生品等の性状については、既述の基本的指針を原則とし、個別の再生品等の事例を以下に示す。

再生品等の性状は、生活環境保全上の安全性に支障が生じないものであることとし、これに適合しない場合は、廃棄物の不適正処理に繋がるおそれがあると判断して差し支えない。

再生品等の規格等については、届出者（製造者）が適合させようとしている規格等があり、その管理を行い又は行おうとしている場合には、取引価値がある性状を有するものと判断する。なお、規格等の妥当性を判断するものではない。

したがって、再生品等を製造し販売する者は製造者としての責任を負うとともに、需要家においても、製造者から購入する再生品等が要求仕様を満たす製品であることを確認することが必要である。

以下の例示においては、「愛知県リサイクル資材評価制度実施要領」第3条に規定するリサイクル資材の評価基準（以下「あいくる評価基準」という。）の事例から、品質・性能の規格等の概要を記載し、既述の基本的指針を踏まえた生活環境保全上の条件を示したものである。なお、当該評価基準では、本指針が対象としない再生資源をも対象としているため再生資源の範囲が異なるので注意すること。

（1）再生加熱アスファルト混合物

アスファルト舗装の表層、基層に用いる再生加熱アスファルト混合物を対象とする。

○ 生活環境保全上の条件

- ・ 通常有害物の混入が想定されない再生資源以外の再生資源を原材料として用いる場合は、再生品については、「土壌環境基準」及び「土壌汚染含有量基準」に適合していること。
- ・ 「土壌環境基準」又は「土壌汚染含有量基準」の項目は、カドミウム、鉛、六価クロム、砒素、総水銀、セレン、ふっ素及びほう素とすること。ただし、これら以外の基準項目の溶出又は含有が懸念される場合には、懸念される項目の基準にも適合していること。

○ 規格等の事例 「あいくる評価基準」

- ・ 規格等の概要

粒度範囲、再生アスファルト量、マーシャル安定度試験等に対する基準値（突固め回数、空隙率、飽和度等）、再生アスファルト品質（針入度、軟化点、伸度等）

等

- ・ 原材料となる再生資源（注意：本指針の対象外であるものを含む。）
アスファルトコンクリート塊、鉄鋼スラグ、一般廃棄物溶融スラグ 等

（２）再生路盤材

道路等で使用する舗装用の再生路盤材（構造物の基礎材として使用する再生砕石（RC-40）を含む。）を対象とする。

○ 生活環境保全上の条件

- ・ 通常有害物の混入が想定されない再生資源以外の再生資源を原材料として用いる場合は、再生品については、「土壤環境基準」及び「土壤汚染含有量基準」に適合していること。
- ・ 「土壤環境基準」又は「土壤汚染含有量基準」の項目は、カドミウム、鉛、六価クロム、砒素、総水銀、セレン、ふっ素及びぼう素とすること。ただし、これら以外の基準項目の溶出又は含有が懸念される場合には、懸念される項目の基準にも適合していること。

○ 規格等の事例 「あいくる評価基準」

- ・ 規格等の概要
「再生粒度調整砕石」、「再生クラッシュラン」、「再生瀝青安定処理路盤材」ごとに、粒度、PI（塑性指数）、修正CBR、すり減り減量 等
- ・ 原材料となる再生資源（注意：本指針の対象外であるものを含む。）
セメントコンクリート塊、アスファルトコンクリート塊、陶磁器くず（陶器がわら、レンガを含む。）鉄鋼スラグ 等

（３）再生コンクリート

凍結融解耐久性を必要としない地域において、強度を比較的必要としない部位に使用する再生資源を含有したコンクリートを対象とする。

○ 生活環境保全上の条件

- ・ 通常有害物の混入が想定されない再生資源以外の再生資源を原材料として用いる場合は、再生品については、「土壤環境基準」及び「土壤汚染含有量基準」に適合していること。
- ・ 「土壤環境基準」又は「土壤汚染含有量基準」の項目は、カドミウム、鉛、六価クロム、砒素、総水銀、セレン、ふっ素及びぼう素とすること。ただし、これら以外の基準項目の溶出が懸念される場合には、懸念される項目の基準にも適合していること。

○ 規格等の事例 「あいくる評価基準」

- ・ 規格等の概要
強度、スランプ、塩化物イオン含有量 等
- ・ 原材料となる再生資源（注意：本指針の対象外であるものを含む。）
高炉スラグ、フェロニッケルスラグ、銅スラグ、電気炉酸化スラグ、下水汚泥
溶解スラグ、コンクリート再生骨材、陶磁器くず（陶器がわらを含む、レンガを
除く。）、キューポラスラグ、建設汚泥を分級・脱水・洗浄した再生骨材 等

（４）コンクリート二次製品

再生資源を骨材として利用したコンクリート二次製品を対象とする。製品の種類は、JIS A5371（プレキャスト無筋コンクリート製品）及び JIS A5372（プレキャスト鉄筋コンクリート製品）の区分による。

○ 生活環境保全上の条件

- ・ 通常有害物の混入が想定されない再生資源以外の再生資源を原材料として用いる場合は、再生品については、「土壌環境基準」及び「土壌汚染含有量基準」に適合していること。
- ・ 「土壌環境基準」又は「土壌汚染含有量基準」の項目は、カドミウム、鉛、六価クロム、砒素、総水銀、セレン、ふっ素及びほう素とすること。ただし、これら以外の基準項目の溶出又は含有が懸念される場合には、懸念される項目の基準にも適合していること。

○ 規格等の事例 「あいくる評価基準」

- ・ 規格等の概要
JIS A5361、JIS A5362、JIS A5363、JIS A5364 及び JIS A5365 の共通規格、JIS A5371 及び JIS A5372 の構造別製品規格、「中部地区コンクリート二次製品構造規格（案）（暫定版）」（平成12年8月中部地区コンクリート二次製品構造規格検討委員会）の基準
- ・ 原材料となる再生資源（注意：本指針の対象外であるものを含む。）
高炉スラグ、フェロニッケルスラグ、銅スラグ、電気炉酸化スラグ、下水汚泥溶解スラグ、コンクリート用再生骨材、陶磁器くず（陶器がわらを含む、レンガを除く。）、キューポラスラグ、建設汚泥を分級・脱水・洗浄した再生骨材 等

（５）舗装用ブロック

再生資源を含有した舗装用ブロック（平板、インターロッキングブロック）を対象とする。

○ 生活環境保全上の条件

- ・ 通常有害物の混入が想定されない再生資源以外の再生資源を原材料として用い

る場合は、再生品については、「土壌環境基準」及び「土壌汚染含有量基準」に適合していること。

- ・ 「土壌環境基準」又は「土壌汚染含有量基準」の項目は、カドミウム、鉛、六価クロム、砒素、総水銀、セレン、ふっ素及びほう素とすること。ただし、これら以外の基準項目の溶出又は含有が懸念される場合には、懸念される項目の基準にも適合していること。

○ 規格等の事例 「あいくる評価基準」

- ・ 規格等の概要

JIS A5371 (推奨仕様 2-1 平板ブロック、推奨使用 2-3 インターロッキングブロック)、JASS 7M-101 (インターロッキングブロック (れんが))、保水性インターロッキングブロック (保水量、吸上高さ、曲げ強度) 等

- ・ 原材料となる再生資源 (注意: 本指針の対象外であるものを含む。)

採石及び窯業廃土、キラ、高炉スラグ、電気炉酸化スラグ、鋳物砂、フェロニッケルスラグ、陶磁器くず (陶器がわらを含む、レンガを除く。)、石炭灰 (フライアッシュ)、廃プラスチック類、コンクリート用再生骨材、廃ガラス、建設汚泥を分級・脱水・洗浄した再生骨材、製紙スラッジ焼却灰、下水汚泥焼却灰 等

(6) 建築用仕上材

再生資源を含有した建築用仕上材を対象とする。

○ 生活環境保全上の条件

- ・ 通常有害物の混入が想定されない再生資源以外の再生資源を原材料として用いる場合は、再生品については、「土壌環境基準」に適合していること。
- ・ 「土壌環境基準」の項目は、カドミウム、鉛、六価クロム、砒素、総水銀、セレン、ふっ素及びほう素とすること。ただし、これら以外の基準項目の溶出が懸念される場合には、懸念される項目の基準にも適合していること。

○ 規格等の事例 「あいくる評価基準」

- ・ 規格等の概要

JIS L4406 (タイルカーペット)、(社) 公共建築協会の建築材料・設備機材等品質性能評価事業の既製調合モルタル (タイル工事用) の評価基準、(社) 公共建築協会の建築材料・設備機材等品質性能評価事業の既製調合目地材の評価基準、JIS A6909 (建設用仕上塗材)、JIS A6916 (建築用下地調整塗材) 等

- ・ その他

建物の内装材にあつては、建築基準法施行令 (昭和25年政令第338号) 第20条の5の技術基準で、使用制限を受けない材料であること。

(7) 再生材利用タイル

再生資源として使用したタイルを対象とする。

○ 生活環境保全上の条件

- ・ 通常有害物の混入が想定されない再生資源以外の再生資源を原材料として用いる場合は、再生品については、「土壌環境基準」に適合していること。
- ・ 「土壌環境基準」の項目は、カドミウム、鉛、六価クロム、砒素、総水銀、セレン、ふっ素及びほう素とすること。ただし、これら以外の基準項目の溶出が懸念される場合には、懸念される項目の基準にも適合していること。

○ 規格等の事例 「あいくる評価基準」

- ・ 規格等の概要

JIS A5209

- ・ 原材料となる再生資源（注意：本指針の対象外であるものを含む。）

採石及び窯業廃土、キラ、高炉スラグ、電気炉酸化スラグ、フェロニッケルスラグ、銅スラグ、キューポラスラグ、鋳物砂、陶磁器くず（陶器がわらを含む、レンガを除く。）、石炭灰（フライアッシュ）、廃プラスチック類、建設汚泥を分級・脱水・洗浄した再生骨材、廃ガラス、製紙スラッジ、石材くず、下水汚泥焼却灰等

(8) 木質ボード

繊維板、木質系セメント板、パーティクルボード等の木質再生資源を含有したボードを対象とする。

○ 生活環境保全上の条件

- ・ 通常有害物の混入が想定されない再生資源以外の再生資源を原材料として用いる場合は、再生品については、「土壌環境基準」に適合していること。
- ・ 「土壌環境基準」の項目は、カドミウム、鉛、六価クロム、砒素、総水銀、セレン、ふっ素及びほう素とすること。ただし、これら以外の基準項目の溶出が懸念される場合には、懸念される項目の基準にも適合していること。

○ 規格等の事例 「あいくる評価基準」

- ・ 規格等の概要

JIS A5905（繊維板）、**JIS A5404**（木質系セメント板）、**JIS A5908**（パーティクルボード）

(9) 再生セラミック管

再生資源を含有した一般下水道用若しくは地中埋設ケーブル保護管の陶管又は一般下水道用ハイセラミック管を対象とする。

- 生活環境保全上の条件
 - ・ 通常有害物の混入が想定されない再生資源以外の再生資源を原材料として用いる場合は、再生品については、「土壤環境基準」及び「土壤汚染含有量基準」に適合していること。
 - ・ 「土壤環境基準」又は「土壤汚染含有量基準」の項目は、カドミウム、鉛、六価クロム、砒素、総水銀、セレン、ふっ素及びほう素とすること。ただし、これら以外の基準項目の溶出又は含有が懸念される場合には、懸念される項目の基準にも適合していること。
- 規格等の事例 「あいくる評価基準」
 - ・ 規格等の概要
 - 「下水道用ハイセラミック管」(日本下水道協会規格)の基準(一般下水道用)、JIS C3653 附属書2又は附属書3(地中埋設ケーブル保護管)
 - ・ 原材料となる再生資源(注意:本指針の対象外であるものを含む。)
 - 採石及び窯業廃土、キラ、高炉スラグ、電気炉酸化スラグ、フェロニッケルスラグ、銅スラグ、キューポラスラグ、鋳物砂、陶磁器くず(陶器がわらを含む、レンガを除く。)、石炭灰(フライアッシュ)、廃プラスチック類、建設汚泥を分級・脱水・洗浄した再生骨材、廃ガラス、製紙スラッジ、下水汚泥焼却灰 等

(10) 再・未利用木材使用資材

再・未利用木材(間伐材を含む。)を使用した土木建築用資材を対象とする。(前述の木質ボードは除く。)

- 生活環境保全上の条件
 - ・ 通常有害物の混入が想定されない再生資源以外の再生資源を原材料として用いる場合は、再生品については、「土壤環境基準」に適合していること。
 - ・ 「土壤環境基準」の項目は、カドミウム、鉛、六価クロム、砒素、総水銀、セレン、ふっ素及びほう素とすること。ただし、これら以外の基準項目の溶出が懸念される場合には、懸念される項目の基準にも適合していること。
- 規格等の事例 「あいくる評価基準」
 - ・ 規格等の概要
 - 断熱材兼用型枠工法(建技評第97107号)(間伐材利用断熱型枠)、(財)ベターリビング優良住宅部品認定基準(手すり)、JIS A5741(木材・プラスチック複合材) 等
 - ・ その他
 - 建物の内装材にあつては、建築基準法施行令第20条の5の技術基準で、使用制限を受けない材料であること。

CCA（クロム、銅及びヒ素化合物系木材防腐処理剤）による防腐処理が行われていないこと。

(11) 建設汚泥改良土

建設汚泥を建設発生土と同等以上に使用できるように改良した「建設汚泥改良土」（第1種処理土：固結強度が強く礫砂状を呈するもの、第2種処理土：コーン指数800kN/m²以上）を対象とする。

○ 生活環境保全上の条件

- ・ 通常有害物の混入が想定されない再生資源以外の再生資源を原材料として用いる場合は、再生品については、「土壤環境基準」及び「土壤汚染含有量基準」に適合していること。
- ・ 「土壤環境基準」又は「土壤汚染含有量基準」の項目は、カドミウム、鉛、六価クロム、砒素、総水銀、セレン、ふっ素及びほう素とすること。ただし、これら以外の基準項目の溶出又は含有が懸念される場合には、懸念される項目の基準にも適合していること。
- ・ 再生品の溶出試験の結果は次の基準に適合していること。
水素イオン濃度（pH）5.8～8.6の範囲内（測定方法はJIS K0102-12.1による。）
- ・ 化学的酸素要求量（COD）20mg/L以下（測定方法はJIS K0102-17による。）

※ ただし、再生の方法によっては建設汚泥改良土のpHが高くなることがあるが、この場合は表流水及び浸出水が、公共水域及び地下水を汚染することがないように排水処理や盛土等の設計上の配慮（覆土、敷土等）を行うこと。

○ 規格等の事例 「あいくる評価基準」

- ・ 規格等の概要
第1種処理土〔地盤材料の工学的分類方法（JGS（地質工学会基準） A0051）、JGS M111〕、第2種処理土〔コーン指数〕（JGS T716）

(12) 堆肥・植栽基盤材

刈草、剪定木、未利用木材（間伐材を含む。）、樹皮、家畜ふん、家禽ふん等を原材料として製造した堆肥及び再生資源を原材料とした植栽基盤材の資材を対象とする。

○ 生活環境保全上の条件

- ・ 肥料取締法に基づく普通肥料の登録をしているもの以外においては、以下のとおりとする。

- ・ 刈草、剪定木、未利用木材（間伐材を含む。）、樹皮のほか通常有害物の混入が想定されない再生資源以外の再生資源を原材料として用いる場合は、再生品については、「土壌環境基準」及び「土壌汚染含有量基準」に適合していること。
 - ・ 「土壌環境基準」又は「土壌汚染含有量基準」の項目は、カドミウム、鉛、六価クロム、砒素、総水銀、セレン、ふっ素及びびほう素とすること。ただし、これら以外の基準項目の溶出又は含有が懸念される場合には、懸念される項目の基準にも適合していること。
- 規格等の事例 「あいくる評価基準」
- ・ 規格等の概要

肥料取締法（昭和25年法律第127号）第22条に基づく特殊肥料に関する届出、同法第7条に基づく普通肥料の登録がなされていること。

全国パーク堆肥工業会基準、日本パーク堆肥協会基準、日本岩盤緑化工協会パーク基準、「みどりのリサイクル」チップ及び堆肥の特記仕様書の堆肥の品質基準、愛知県堆肥生産利用推進協議会の「公共緑化工事用・家畜ふん木材チップ等混合堆肥品質規格」・同「公共緑化工事用・家禽ふん堆肥品質規格」 等

(13) 歩道等の舗装材

再生資源を原材料とした歩道等の舗装材を対象とする。

- 生活環境保全上の条件
- ・ 通常有害物の混入が想定されない再生資源以外の再生資源を原材料として用いる場合は、再生品については、「土壌環境基準」及び「土壌汚染含有量基準」に適合していること。
 - ・ 「土壌環境基準」又は「土壌汚染含有量基準」の項目は、カドミウム、鉛、六価クロム、砒素、総水銀、セレン、ふっ素及びびほう素とすること。ただし、これら以外の基準項目の溶出又は含有が懸念される場合には、懸念される項目の基準にも適合していること。
- 規格等の事例 「あいくる評価基準」
- ・ 規格等の概要

一軸圧縮強度、CBR値、曲げ強度、透水係数、衝撃吸収性、圧縮強度 等
 - ・ 原材料となる再生資源（注意：本指針の対象外であるものを含む。）

土舗装材ソフトタイプ（石炭灰（クリンカーアッシュ））、土舗装ハードタイプ）石炭灰（クリンカーアッシュ）、廃ガラスリサイクル舗装（廃ガラス）、弾性舗装（廃ゴム、廃タイヤ、廃プラスチック類）、廃かわら舗装（廃かわら）

(14) 土壌改良材

再生資源を原材料とした土壌改良材を対象とする。

- 生活環境保全上の条件
 - ・ 通常有害物の混入が想定されない再生資源以外の再生資源を原材料として用いる場合は、再生品については、「土壌環境基準」及び「土壌汚染含有量基準」に適合していること。
 - ・ 「土壌環境基準」又は「土壌汚染含有量基準」の項目は、カドミウム、鉛、六価クロム、砒素、総水銀、セレン、ふっ素及びほう素とすること。ただし、これら以外の基準項目の溶出又は含有が懸念される場合には、懸念される項目の基準にも適合していること。
- 規格等の事例 「あいくる評価基準」
 - ・ 規格等の概要
運動場等用（貫入抵抗標準値 等）、地盤改良工用（第2種処理土以上）

(15) 断面修復材

土木建築用の断面修復材を対象とする。

- 生活環境保全上の条件
 - ・ 通常有害物の混入が想定されない再生資源以外の再生資源を原材料として用いる場合は、再生品については、「土壌環境基準」及び「土壌汚染含有量基準」に適合していること。
 - ・ 「土壌環境基準」又は「土壌汚染含有量基準」の項目は、カドミウム、鉛、六価クロム、砒素、総水銀、セレン、ふっ素及びほう素とすること。ただし、これら以外の基準項目の溶出又は含有が懸念される場合には、懸念される項目の基準にも適合していること。
- 規格等の事例 「あいくる評価基準」
 - ・ 規格等の概要
建築用：「日本建築学会／鉄筋コンクリート造建築物の耐久性調査・診断及び補修指針（案）・同解説の付録1 断面修復用ポリマーセメントモルタル及び断面修復用軽量エポキシ樹脂モルタルの品質基準（案）」
土木用：東日本高速道路株式会社、中日本高速道路株式会社、西日本高速道路株式会社「構造物施工管理要領」3－5断面修復材の品質規格
 - ・ 原材料となる再生資源（注意：本指針の対象外であるものを含む。）
高炉スラグ、電気炉酸化スラグ、フライアッシュ、フェロニッケルスラグ、銅スラグ、キューポラスラグ、建設汚泥を分級・脱水・洗浄した再生骨材、陶磁器くず（陶器がわらを含む、レンガを除く。）、下水汚泥焼却灰 等

(16) 再生路床材

道路等で使用する舗装用路床構築土を対象とする。

- 生活環境保全上の条件
 - ・ 通常有害物の混入が想定されない再生資源以外の再生資源を原材料として用いる場合は、再生品については、「土壌環境基準」及び「土壌汚染含有量基準」に適合していること。
 - ・ 「土壌環境基準」又は「土壌汚染含有量基準」の項目は、カドミウム、鉛、六価クロム、砒素、総水銀、セレン、ふっ素及びほう素とすること。ただし、これら以外の基準項目の溶出又は含有が懸念される場合には、懸念される項目の基準にも適合していること。
- 規格等の事例 「あいくる評価基準」に準じる場合
 - ・ 規格等の概要
舗装設計施工指針（(社)日本道路協会）の路床設計、設計C B R 等
 - ・ 原材料となる再生資源（注意：本指針の対象外であるものを含む。）
道路の路盤材として使用されていた再生資源（グリズリアンダー材、コンクリート破砕品、鉄鋼スラグ等）、陶磁器くず（陶器がわら含む、レンガを含む。ただし工事現場排出物を除く。盛土の路床に使用不可。）

(17) レジンコンクリート二次製品

再生資源を含有したレジンコンクリート二次製品を対象とする。

- 生活環境保全上の条件
 - ・ 通常有害物の混入が想定されない再生資源以外の再生資源を原材料として用いる場合は、再生品については、「土壌環境基準」及び「土壌汚染含有量基準」に適合していること。
 - ・ 「土壌環境基準」又は「土壌汚染含有量基準」の項目は、カドミウム、鉛、六価クロム、砒素、総水銀、セレン、ふっ素及びほう素とすること。ただし、これら以外の基準項目の溶出又は含有が懸念される場合には、懸念される項目の基準にも適合していること。
- 規格等の事例 「あいくる評価基準」
 - ・ 規格等の概要
JSWAS（日本下水道協会） K-10（下水道用レジンコンクリート製マンホール）、JSWAS K-11（下水道用レジンコンクリート管）、JSWAS K-12（下水道推進工法用レジンコンクリート管）
 - ・ 原材料となる再生資源（注意：本指針の対象外であるものを含む。）
高炉スラグ、フェロニッケルスラグ、銅スラグ、電気炉酸化スラグ、下水汚泥

溶融スラグ、コンクリート用再生骨材、陶磁器くず（陶器がわら含む、レンガを除く。）、フライアッシュ 等

(18) 再生材利用路面表示用資材

再生資源を含有した路面表示用資材を対象とする。

- 生活環境保全上の条件
 - ・ 通常有害物の混入が想定されない再生資源以外の再生資源を原材料として用いる場合は、再生品等については、「土壤環境基準」に適合していること。
 - ・ 「土壤環境基準」の項目は、カドミウム、鉛、六価クロム、砒素、総水銀、セレン、ふっ素及びほう素とすること。ただし、これら以外の基準項目の溶出が懸念される場合には、懸念される項目の基準にも適合していること。
- 規格等の事例 「あいくる評価基準」
 - ・ 規格等の概要
JIS K5665、JIS T9251、湿潤滑り抵抗値 等
 - ・ 原材料となる再生資源（注意：本指針の対象外であるものを含む。）
キラ、鉄鋼スラグ、陶磁器くず（陶磁器がわらを含む、レンガを除く。）、鋳物砂、廃プラスチック類、廃ガラス、石材くず 等